

オーストラリアにおける 一般用医薬品販売規制等について

1. 医薬品の種類について

	処方せん薬	薬剤師義務薬	薬局義務薬	一般販売薬
分類 基準等 販売規制	医師の処方せんが 必要な医薬品	薬剤師から直接 販売することが 必要な医薬品	薬局でなければ 販売できない医 薬品	一般小売店でも販 売できる医薬品
	医師の処方せんに 基づき薬剤師が調 剤を行う。	薬局において薬 剤師が必ず情報 提供を行い、販 売する。	薬局においての み販売できる。	なし
その他	このほか、医薬品の区分については、麻薬・覚せい剤、治験薬等の区分がある。			

2. 医薬品の販売業態について

	薬局			一般小売店
調剤 の可否	可能			不可能
薬剤師等 配置規制	あり			なし
常時配置	あり			なし
薬剤師等 の義務	薬剤師義務薬は、薬剤師が患者へ情報提供した上で販売しなければならない。			なし
管理内容	処方せん薬	薬剤師義務薬	薬局義務薬	セルフ販売
	患者の手の届かないところに陳列	患者の手の届かないところに陳列	セルフ販売	
取扱可能 品目	全ての医薬品			一般販売薬

※1) 本調査は聞き取り及び文献による調査であるが、その内容は一定程度の確実な情報ではあるものの、完全に正確ではない可能性がある。

※2) 本調査については、法律に基づかない行政指導事項等が含まれている可能性がある。